

広島県選挙管理委員会告示第三十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、別表のとおり指定した旨、福山市選挙管理委員会等から報告があつた。

令和二年四月二十三日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の名称	所在地	指定年月日
福山市総合体育館	福山市千代田町一丁目1番2号	令和2年3月20日
鷺部交流プラザ	江田島市江田島町秋月二丁目13番1号	令和2年4月1日
府中北交流センター	安芸郡府中町本町五丁目3番8号	令和2年4月1日
忠海東地域交流センター	竹原市忠海東町五丁目1番13号	令和2年4月3日
忠海地域交流センター	竹原市忠海中町二丁目26番1号	令和2年4月3日
大乘地域交流センター	竹原市高崎町185番地7	令和2年4月3日
小梨地域交流センター	竹原市小梨町10381番地1	令和2年4月3日
中通地域交流センター	竹原市下野町3478番地	令和2年4月3日
竹原西地域交流センター	竹原市竹原町2377番地1	令和2年4月3日
大井地域交流センター	竹原市下野町1525番地	令和2年4月3日
東野地域交流センター	竹原市東野町887番地	令和2年4月3日
荘野地域交流センター	竹原市西野町2054番地1	令和2年4月3日
田万里地域交流センター	竹原市田万里町1229番地1	令和2年4月3日
吉名地域交流センター	竹原市吉名町4956番地22	令和2年4月3日